

## 令和8年度三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金募集要項

### 1 事業概要

介護支援専門員の人材確保及び定着を促進することを目的として、介護保険事業所及び施設が介護支援専門員研修の受講料の全部又は一部を負担する際の経費に対して補助します。

### 2 補助対象事業者

三重県内に所在する以下のサービスに該当する介護保険事業所・施設等を運営する者

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護
- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域包括支援センター

### 3 補助対象事業

以下の(1)(2)を満たす介護支援専門員研修を補助対象事業とする。

#### (1) 対象研修

- ① 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ
- ② 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ
- ③ 主任介護支援専門員研修
- ④ 主任介護支援専門員更新研修

#### (2) 研修受講者(①または②を満たす者)

- ① 「2 補助対象事業者」に掲げる介護サービス事業所・施設等において、現に介護支援専門員の資格を活用した業務(居宅サービス計画書及び施設サービス計画書(以下「ケアプラン」という。)の作成業務、予防ケアプランの作成業務、要介護認定調査業務並びにケアプラン点検事業(厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業(平成20年

厚生労働省告示第 31 号) 2 に規定する介護給付費等に要する費用の適正化を図る事業をいう。) をいう。以下同じ。) に従事する者又は従事する見込みのある者。

- ②「2 補助対象事業者」に掲げる介護サービス事業所・施設等を運営する法人に直接雇用されている者(事業者の役員(法人代表者を含む。))については、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者又は従事する見込みのある者。

※居住地や介護支援専門員としての登録都道府県、対象事業所の指定基準に関する「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種及び勤務形態(常勤又は非常勤及び専従又は兼務の別)は問わない。

#### 4 対象経費及び補助基準額

補助基準額		対象経費	補助率
研修	基準額(円) (※)		
専門Ⅰ	35,600	「3 補助対象事業」に定める介護支援専門員(研修受講者)が対象の介護支援専門員研修を受講するにあたり納入した受講料について、「2 補助対象事業者」が負担した額	1/2
専門Ⅱ	24,300		
主任	45,000		
主任更新	30,000		

※他の都道府県又は指定研修実施機関が実施する介護支援専門員研修を受講した場合は、基準額を他の都道府県又は指定研修実施機関定める受講料に置き換えるものとする。

#### 5 交付申請兼実績報告

本事業による補助を受けようとする場合、交付要領第 6 条に定める交付申請書兼実績報告書(第 1 号様式)を作成し、その他必要書類を添付して提出するものとする。

#### 6 申請の募集期間

以下のいずれかの期間に申請してください。

- (1) 主任介護支援専門員研修の受講料を対象経費としない場合  
(専門Ⅰ、専門Ⅱ、主任更新のみ対象の場合)  
令和 8 年 6 月 1 8 日(木) から令和 8 年 8 月 3 1 日(月)
- (2) 主任介護支援専門員研修の受講料を対象経費とする場合  
令和 8 年 9 月 1 日(火) から令和 8 年 1 0 月 3 0 日(金)

※専門Ⅰ、専門Ⅱ、主任更新の受講料を対象とする場合であっても主任研修の受講料を対象とする場合は上記（２）の期間にまとめて申請してください。

## 7 申請書類の提出方法

Logo フォームより申請書類をアップロードしてください。

提出先：[申請用 Logo フォーム](#)

※郵送による提出を希望される場合は、事前にご連絡ください。

### <申請書類>

- ・ 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- ・ 補助金所要額精算書（別紙1）
- ・ 補助要件等確認表（別紙2）
- ・ 役員名簿（別紙3）
- ・ 事前着手理由書（別紙4）
- ・ 歳入歳出予算書及び決算書抄本（別紙5）
- ・ その他参考になる資料
  - ① 研修受講料の支払いが確認できる資料（領収書の写し 等）
  - ② 研修受講料を法人が負担したことがわかる資料（口座の出金記録 等）
  - ③ 法人と受講者個人で一部ずつ負担した場合は、それぞれの負担額がわかる資料（任意様式）

## 8 申請に係る留意事項

- （１）申請は研修受講者ではなく、受講者が所属する事業所の法人単位で行ってください。
- （２）補助対象期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- （３）三重県介護支援専門員研修受講支援事業補助金の予算には限りがあります。予算を上回る申請があった場合は、補助要件を満たしている場合でも、補助額を減額しての交付決定や不採択とすることがあります。
- （４）他の補助金等によって補助を受けている対象経費については、本事業の補助対象外とします。

## 9 申請にあたっての質問

質問を行う前に、まずはQ&Aをご確認ください。解決できない場合は、Logo フォームに質問をご提出ください。

質問用フォーム：<https://logoform.jp/form/8vMX/1601334>

1 0 問合せ先

三重県医療保健部 長寿介護課 介護人材確保班

Tel 059-224-2262

Email [chojus@pref.mie.lg.jp](mailto:chojus@pref.mie.lg.jp)